

社会福祉法人さくら園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、その勤務形態に応じて、次の報酬等を支給する。

(1) 常勤の役員 給料、通勤手当、扶養手当、管理職手当、期末勤勉手当、処遇改善一時金、退職手当

(2) 非常勤の役員 報酬

(3) 評議員 報酬

2 前項第1号の退職手当は、常勤の役員として円滑に勤務し、かつ、任期満了、辞任又は死亡により当該常勤に役員を退任した者に限り、支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 役員及び評議員の報酬額は、定款第8条及び第21条の規定に基づき定めた、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。